

## 人権理事会普遍的定期審査作業部会 開催の予定

2019/01/16

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会普遍的定期審査作業部会第 32 会期が 1 月 21 日～2 月 1 日に開催される。この会期では、ニュージーランド、アフガニスタン、チリ、ベトナム、ウルグアイ、イエメン、バヌアツ、マケドニア、コモロ、スロバキア、エリトリア、キプロス、ドミニカ共和国、カンボジアの 14 カ国が審査される。これらの国の高官が人権義務の履行努力について説明し、人権理事国全 47 カ国で構成される作業部会は、それぞれの国に関して、積極的な前進がみられる点の評価し、問題点を指摘する。今会期は 3 巡目審査の 6 回目の会合にあたり、各国には前回審査の際の勧告を実施するためにとった措置について説明することが期待されている。各国代表と作業部会との討論は 3 時間半行われ、その後の 30 分間で各国に対する勧告が採択される予定である。今会期の結果文書は、6～7 月に開かれる人権理事会第 41 会期の全体会で採択されることになっている。